

(案)

あきる野市居住支援協議会

協力不動産店募集中！

住宅確保要配慮者のお部屋探しにご協力ください！

住宅確保要配慮者とは？

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方など、住宅の確保に配慮を要する方です。

協力不動産店とは？

協力不動産店とは、次の要件を満たす不動産店です。

- ①住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に理解があること
- ②あきる野市内や隣接する自治体に営業所があること
- ③所定の手続きを経て協力不動産店として登録されていること

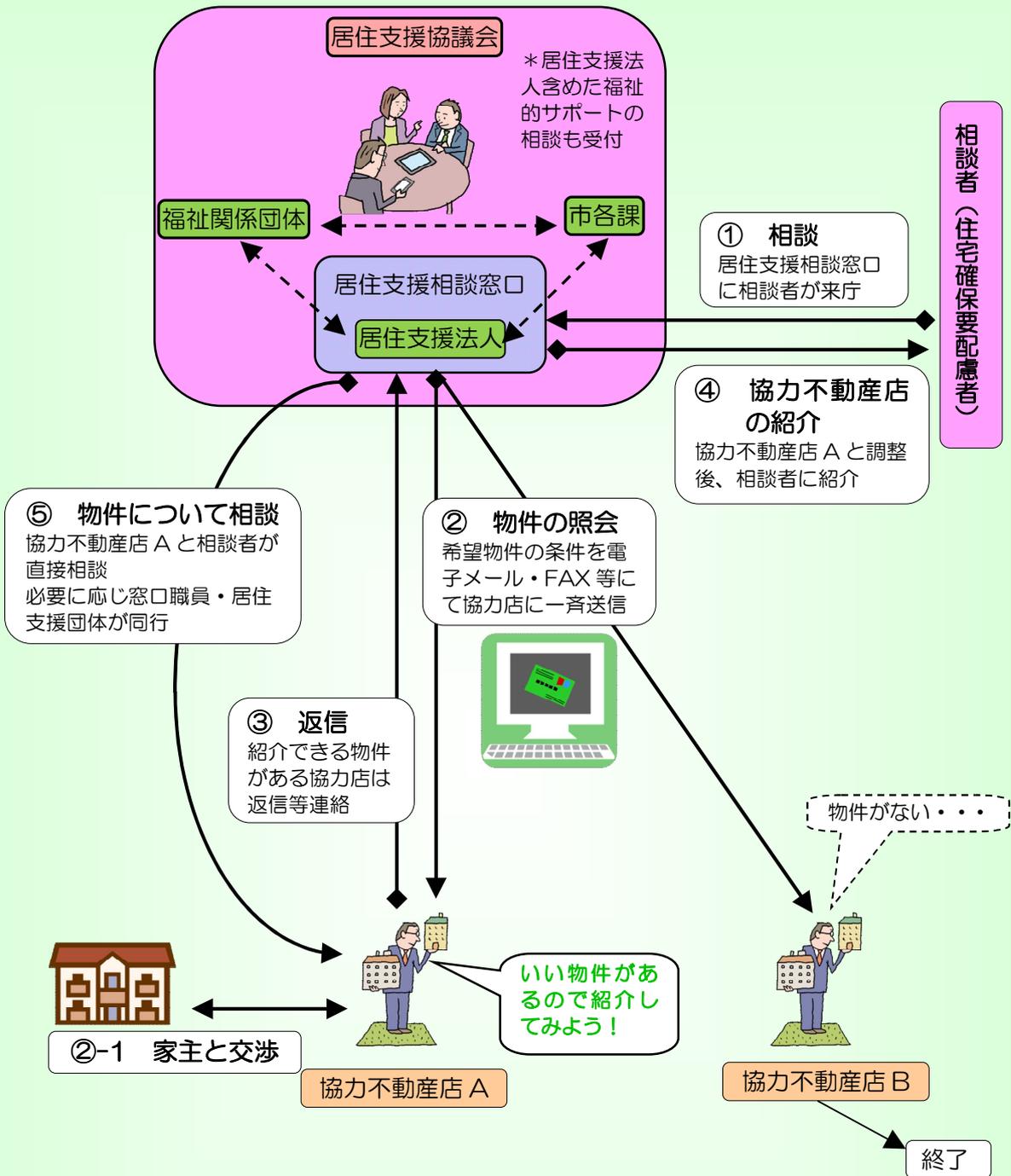
*登録完了後は、市公式ホームページに掲載するとともに、市各課の窓口でも協力不動産店としてご紹介することができます。

協力不動産店は何をするの？ (裏面の図もご覧ください)

協力不動産店には、あきる野市居住支援相談窓口（以下「相談窓口」）と連携して住宅確保要配慮者のお部屋探しにご協力いただきます。

- ①相談窓口で相談者の希望条件などを聞き取り
- ②相談窓口から協力不動産店に物件の照会（メールや電話等）
- ③協力不動産店は、紹介可能な物件があれば、その旨を回答（物件がない場合は、ここで終了です。）
- ④相談者が協力不動産店を訪問（必要に応じて、相談窓口の職員などが同行することがあります。）

相談受付から協力店紹介まで



少しでも多くの不動産事業者の皆様にご登録いただき、住宅確保要配慮者の方の住居をできるだけ多く確保したいと考えております。

協力店の登録は随時受け付けております。どうぞよろしくお願ひいたします。ご不明な点や質問などありましたら、下記までご連絡ください。

【あきる野市居住支援協議会 事務局】

〒197-0814 あきる野市二宮 350

あきる野市都市整備部都市計画課住宅係 電話 042-558-2026